

秋田市立上新城小学校閉校記念事業実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、秋田市立上新城小学校閉校記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、小学校閉校記念事業の実施において、必要な準備および運営にあたるため組織する。

(組織)

第3条 実行委員会は地域の代表、PTAの代表および関係施設の代表で組織する。

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 2名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 3名
- (4) 実行委員長 1名
- (5) 副実行委員長 7名
- (6) 監事 2名

2 顧問は、地域の代表をもって充てる。

3 顧問は、会長の相談に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

4 会長は、上新城地区振興会の代表をもって充てる。

5 副会長は、上新城地区振興会の代表とPTAの代表をもって充てる。

6 実行委員長は、PTAの代表をもって充てる。

7 副実行委員長は、地域の代表およびPTAの代表をもって充てる。

8 監事は、役員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第6条 実行委員会の役員の任期は、委嘱の日から第2条の目的が達成されたときまでとする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 実行委員会の役員は再任されることができる。

(会議)

第7条 実行委員会は必要に応じて、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 会議は、役員のお半数の出席がなければ開くことができない。ただし、特別な事情がある場合は、代理者が出席することができる。

(会長の専決処分)

第8条 会長は、会議を招集する期間がないと認めたとき、または軽微な事項については専決処分できる。

2 前項の規定により専決処分した場合は、会長はこれを次の会議において報告しなければならない。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務を処理するため、秋田市立上新城小学校内に事務局を置く。

(経費)

第10条 実行委員会の経費は、負担金、協賛金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第11条 事業計画およびこれに伴う収支予算は、実行委員会の承認を得なければならない。

2 収支決算は、監事の監査を経て実行委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第13条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第14条 実行委員会が解散のときに有する残余財産は、上新城地区振興会に帰属するものとする。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。